

社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会役員の報酬及び費用弁償等支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員の報酬及び費用弁償等の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規程において「役員」とは、本会の定款で定めた理事、監事及び評議員の職をいう。

(報酬の支給等)

第3条 常勤の役員（刈谷市及び本会職員を除く。以下同じ。）が、その職務に従事したときは、別に定める報酬を支給する。

2 非常勤の役員が会議等に出席したときは、報酬を支給し、その額は別表のとおりとする。ただし、当該役員が刈谷市及びその機関等に常時勤務する場合は、これを支給しない。

3 役員として報酬を受ける者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5号に規定する個人番号を本会へ提供するものとする。

4 前項の規定により収集した個人番号の利用は、社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会特定個人情報取扱規程（平成28年1月1日施行）第3条第1項に規定する事務の範囲とする。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬は、その職務に従事した都度支給するものとする。

(費用弁償)

第5条 役員が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額については、刈谷市が定める職員の旅費に関する条例（昭和26年条例第3号）の例による。ただし、宿泊費の額については、1夜当たり27,000円を超えない範囲内で地域の実情を勘案して会長が定める額を限度とする。

(賞与)

第6条 本会は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する常勤の役員には、賞与を支給する。

2 賞与の額は、職員に支給する支給割合を考慮して会長が定める。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会役員の報酬及び費用弁償等支給規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

区 分	日 額
会長及び副会長	5,000円
理事、監事及び評議員	3,300円